

# 重点取組事項の見直しについて

---

# 目標達成に向けた主な取組と重点取組事項

## ■ 5年間で達成すべき目標

- ① 逃げ遅れによる人的被害をなくすこと  
水害リスク情報等を共有することにより、流域全体で防災意識の向上を図り、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
- ② 氾濫発生後の社会機能を早期に回復すること  
水害による社会経済被害を軽減し、氾濫が発生した場合でも早期に社会経済活動を再開できる状態に回復すること

## ■ 目標達成に向けた取組

- ①. 水害リスク情報の共有による確実な避難の確保
  - ・住民に防災を意識してもらうための取組
  - ・住民に避難行動してもらうための取組
- ②. 洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動・排水活動の取組

| 目標達成に向けた取組                        | 重点取組事項   |
|-----------------------------------|--|
| ①. 水害リスク情報の共有による確実な避難の確保          | 1. 防災教育の促進<br>2. 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)<br>3. ICTを活用した洪水情報の提供<br>4. 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備<br>5. 要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供 |
| ②. 洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動・排水活動の取り組み | 6. 水防訓練の充実<br>7. 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等  |

# 1. 防災教育の促進

## ■重点取組とする目的

- 住民に自助・共助の大切さが十分に理解されていないことが懸念されるため、防災意識向上に向けた継続的な取組を行う。

## ■目標

- 災害時にあらゆる世代が主体的に行動し、自助・共助の対応がなされる“災害に強い地域文化”形成を目指す。

### 水災害教育の充実

#### 国の取組

- 学校・企業において、水災害教育を実施・推進する、「防災ノート」(防災教材)を作成
- 関係機関と協力・連携して、出前講座を実施
- 人材育成や教育現場で活用できる防災テキストを作成
- 防災ガイドブック・ハザードマップの活用を進め、災害対策や意識啓発に努める
- 防災リーダー育成の講習会の開催

#### 防災テキスト



出典: 浜松河川国道事務所

#### 授業素材



#### 防災展示



出典: 浜松河川国道事務所

### 住民の防災意識向上に向けた取組

#### 県または市町の取組

住民の防災意識の向上や防災知識を深めることで地域防災力の向上を図ることを目的に、風水害・避難行動についての出前講座、防災訓練等を実施し、人的被害・物的被害の軽減を目指している。

#### 防災に関する情報提供



#### 出前講座



#### 避難訓練



出典: 浜松市

# 2. 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)

## 重点取組とする目的

- 災害時に各関係機関が連携し、防災行動を迅速に行うことができるよう、避難勧告等の判断やタイミング、防災行動及び実施主体を明確にしたタイムライン(時系列の防災行動計画)を作成する。

## 目標

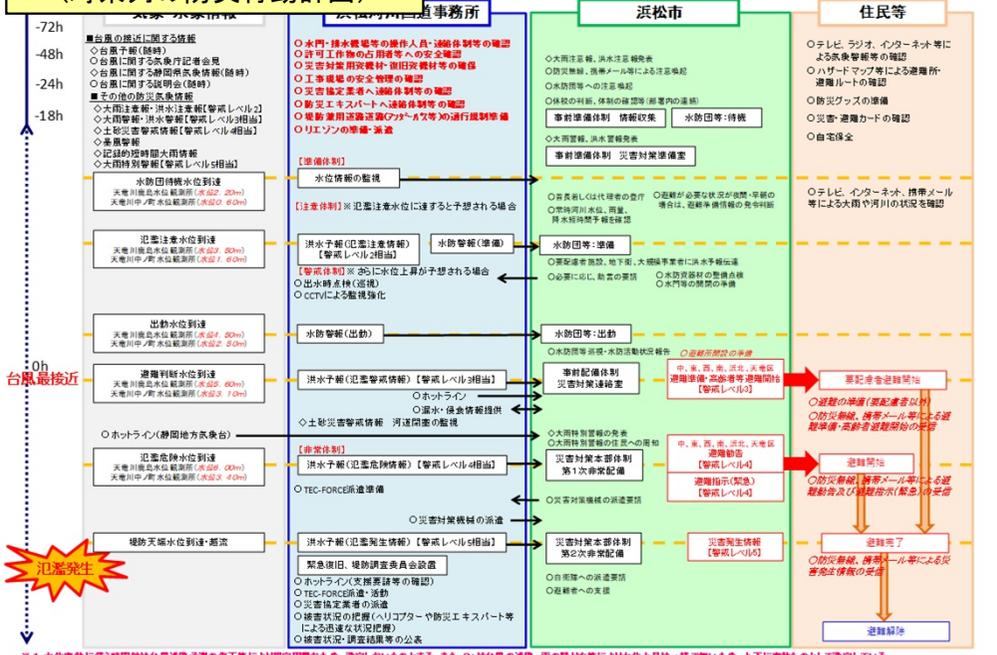
- 国、自治体、住民等が災害時に連携した対応を行える体制を目指す。

### 事前行動計画等の策定

#### 国の取組

洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムラインの見直しを検討している。

#### 洪水を対象としたタイムライン(時系列の防災行動計画)



### 避難勧告等の発令基準の確認

#### 県または市町の取組

平成26年4月の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」改訂において、避難勧告等は空振りを恐れず早めに出す事を基本とされ、また、避難勧告等の発令時には、外が危険な場合には屋内安全確保をとることも伝達することとされた。市町では現在、この発令基準を基に避難勧告等を発令している。

#### 令和元年10月の台風第19号時の掛川市・菊川市の避難勧告等発令状況

| 市町  | 発令時刻         | 避難勧告等の内容                     | 避難世帯数    | 避難人数    |
|-----|--------------|------------------------------|----------|---------|
| 掛川市 | 10月12日 15:15 | 避難勧告 曾我地区、日坂地区、東山地区          | 1942世帯   | 5160人   |
|     | 10月12日 16:08 | 避難勧告 第5地区、城北地区、西郷地区、桜木地区     | 12019世帯  | 30499人  |
|     | 10月12日 16:29 | 避難勧告 市内全域                    | 45519世帯  | 117925人 |
| 菊川市 | 10月12日 20:50 | 避難勧告解除 市内全域                  |          |         |
|     | 10月12日 8:45  | 避難勧告 横地地区、平川地区、神尾自治会         | 2,985世帯  | 8,000人  |
|     | 10月12日 9:30  | 避難指示 横地地区、平川地区、神尾自治会         | 2,985世帯  | 8,000人  |
|     | 10月12日 16:05 | 避難勧告 全地区(横地地区、平川地区、神尾自治会を除く) | 14,999世帯 | 40,548人 |
|     | 10月13日 6:30  | 避難情報解除 全地区                   |          |         |

※菊川水系牛淵川の越水による対応

#### 避難勧告発令における課題

- 避難勧告の発令の判断やタイミングが難しいため、首長の意思決定を後押しする河川管理者の支援が必要である。
- 避難勧告等に関するガイドライン(平成29年1月)に基づいた市町の避難勧告等の判断基準の確認・見直しが必要である。

※1 水位変動に伴う瞬間的な暴風雨による急激な水位の上昇等により想定外の高水、想定外の高水となる。また、0は台風の上陸、雨の降り方等により水位の上昇は一律ではない。上下に変動もとして設定している。  
 ※2 都道府県からの情報もあるが、割愛している。

# 3. ICTを活用した洪水情報の提供

## 重点取組とする目的

- 住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・普及活動を実施する。

## 目標

- 入手しやすく分かりやすい水害時の情報発信ツールの普及を目指す。

### 円滑で確実な避難に資する情報発信

#### 国の取組

住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・普及活動を実施している。

#### 河川ライブカメラ



出典: 浜松河川国道事務所

#### サイポスレーダー



雨量・水位情報

出典: 静岡県

#### SNSでの自動発信

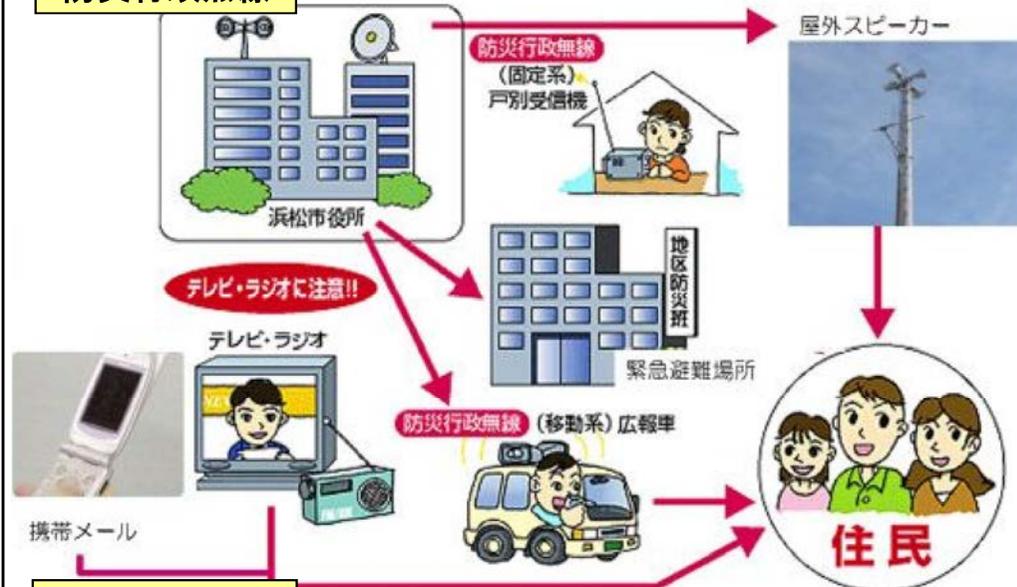
- ふじのくに防災情報共有システム (FUJISAN) を利用した各種防災情報の自動発信

### 情報伝達手段の多元化

#### 県または市町の取組

防災行政無線や防災・防犯情報一斉メール配信サービスなど、災害発生時の緊急情報などを複数の情報伝達ルートにより住民に知らせている。

#### 防災行政無線



#### 防災・防犯情報一斉メール

# 4. 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備

## 重点取組とする目的

- 住民の避難活動や水防団等の円滑な水防活動を支援するため、洪水時の計測に特化した低コストの水位計（危機管理型水位計）や河川監視用カメラを設置する。

## 目標

- 洪水時における河川の情報が入手でき、適切な情報提供が行える体制を目指す。

### 水位計・河川監視カメラの設置(増設)

水害の危険性を周知する候補河川については水位計等を順次設置し、水位計設置済河川については多重監視のために監視カメラを順次設置する取組を行っている。

### 県または市町の取組

- 県管理河川における「洪水予報河川」は1水系1河川（都田川）
- 「水位周知河川」は
  - 天竜川水系の2河川（阿多古川、安間川）
  - 馬込川水系の2河川（馬込川、芳川）
  - 都田川水系の3河川（都田川、井伊谷川、釣橋川）
- 浸水被害の危険性の高い河川を、水位周知河川に指定し、併せて河川監視カメラを設置

浜松土木事務所管内（南側）の施設

| △  | 水位観測所    | ○    | 監視カメラ      | □  | 雨量観測所 |
|----|----------|------|------------|----|-------|
| 1  | 松江       | 馬込川  | 1 安間川      | 1  | 浜松    |
| 2  | 新橋       | 馬込川  | 2 馬込川      | 2  | 渋川    |
| 3  | 安間       | 安間川  | 3 松木橋      | 3  | 田沢    |
| 4  | 入野       |      | 4 馬込大橋     | 4  | 細江    |
| 5  | 西鴨江      |      | 5 半田橋      | 5  | 新居    |
| 6  | 堀留       |      | 6 高橋       | 6  | 湖西    |
| 7  | 花川橋      |      | 7 芳川       | 7  | 本坂    |
| 8  | 宇布見橋     |      | 8 落合橋      | 8  | 浜北    |
| 9  | 伊佐見橋     |      | 9 新祝田橋     | 9  | 堀留    |
| 10 | 塚塚       |      | 10 坂田橋     | 10 | 都田川ダム |
| 11 | 須部(農)    | 都田川  | 11 堀留      | 11 | 初生    |
| 12 | 落合橋(農)   | 都田川  | 12 宇布見橋    |    |       |
| 13 | 瀬戸橋      |      | 13 釣橋川     |    |       |
| 14 | 浜名港      |      | 14 入野富士見水門 |    |       |
| 15 | 伊目       | 都田川  |            |    |       |
| 16 | 饒代       | 釣橋川  |            |    |       |
| 17 | 釣橋川      | 釣橋川  |            |    |       |
| 18 | 瀬戸       |      |            |    |       |
| 19 | 坂田橋      | 井伊谷川 |            |    |       |
| 20 | 芳川       | 芳川   |            |    |       |
| 21 | 都田川ダム(農) |      |            |    |       |
| 22 | 川合測(農)   |      |            |    |       |
| 23 | 笠子川      |      |            |    |       |
| 24 | 矢矧橋      |      |            |    |       |
| 25 | 市野橋      | 安間川  |            |    |       |



浜松土木事務所管内（南側）の施設分布と指定河川位置



### ◆中東遠地域における取組の主な内容（水位計）

水害の危険性を周知する候補河川に水位計等を設置

- 水位計設置済河川 17河川
- 水位計設置済河川
    - ・逆川
    - ・沖之川
    - ・太田川
    - ・今ノ浦川
    - ・敷地川
    - ・一雲済川
    - ・駿田久保川
    - ・上小笠川
    - ・宇刈川
  - 水位計設置済河川
    - ・原野谷川
    - ・蟹田川
    - ・仿僧川
    - ・倉真川
    - ・弁財天川
    - ・小笠沢川
    - ・西方川
    - ・新野川

- 新たな水位計設置箇所 16河川
- 水位計設置河川
    - ・黒沢川
    - ・小藪川
    - ・神代地川
  - 水位計設置河川
    - ・西大谷川
    - ・安久路川
    - ・稲荷部川
    - ・倉西川
  - 水位計設置河川
    - ・一雲済川
    - ・祝川
    - ・旧坊僧川
    - ・牛瀨川
    - ・馬込沢川

### ◆中東遠地域における取組の主な内容（監視カメラ）

水位計設置済河川に多重監視のため監視カメラを順次設置する。

- 監視カメラ設置済河川 12河川
- 監視カメラ設置済河川
    - ・西方川 他15河川

- 新たな監視カメラ設置候補河川 8河川12箇所
- 監視カメラ設置候補河川
    - ・駿田川
    - ・原野谷川
  - 監視カメラ設置候補河川
    - ・太田川
    - ・上小笠川
    - ・今ノ浦川
    - ・三倉川

# 5. 要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供

## 重点取組とする目的

- 水防法改正(H29.5)による要配慮者利用施設における避難確保計画作成の義務化を受け、未作成の施設に対して関係機関が協力し作成を支援する。

## 目標

- 確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進を図る。

### 避難確保計画作成に向けた取組事例の提供

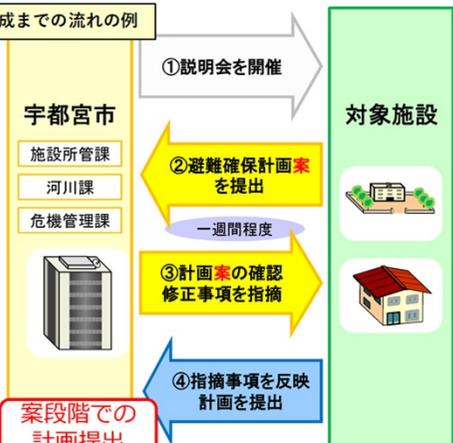
#### 国の取組

#### 計画の作成依頼や提出方法を工夫

●宇都宮市の事例

- 施設に対し、市町村の公文書により計画作成を依頼
- 締め切りに間に合わない場合、施設側が自ら提出期限を設定
- 2段階（案提出→本提出）の提出

#### 計画作成までの流れの例



高い計画提出率を実現

各施設への個別対応、計画の作成依頼や提出方法を工夫等による避難確保計画作成推進の事例を紹介。

簡易な入力フォームを通じて避難確保計画を作成できる「手引き」の充実。

#### 避難確保計画作成の手引き

要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る  
避難確保計画作成の手引き

（洪水・内水・高潮編）

平成 29 年 6 月

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課水防企画室

この手引きは、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき作成する、洪水・内水・高潮時（以下「洪水時等」という。）における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものである。

市町村地域防災計画に定める各施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成することが望ましい。

なお、本手引きは、洪水・内水・高潮を対象としているが、津波防災地域づくりに関する法律に基づき作成する、津波を対象とした避難確保計画とも整合を図ることが望ましい。

また、本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したものであるが、非常災害対策計画、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することも良い。

避難確保計画の作成にあたっては、市町村が作成する洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、高潮ハザードマップ（以下「洪水ハザードマップ等」という。）で情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については避難確保計画の報告先である市町村に確認されたい。

### 避難確保計画作成のための説明会・研修会の実施

#### 県または市町の取組

平成30年1月31日 開催（県主催）  
市町担当者向け  
要配慮者利用施設の避難確保計画作成研修会



要配慮者施設の管理者に向けた説明会、市町担当者に向けた研修会を実施し、避難確保計画の作成を促進する取組を行っている。

平成30年2月13日開催（磐田市主催）  
要配慮者利用施設の管理者向け  
避難確保計画作成の説明会

## 6. 水防訓練の充実

### ■重点取組とする目的

- 迅速かつ的確な水防活動を継続させるため、水防技術の伝承及び水防活動の効率化を図る。

### ■目標

- 水防技術の向上と水防資機材等の状況を十分理解し、迅速かつ的確な水防活動が行える体制を目指す。

#### 水防活動の効率化・水防体制の強化

##### 国の取組

防災関係者や地域住民が参加した、重要水防箇所合同巡視、共同点検や水防訓練を開催している。

##### 水防訓練の様子



##### 出水期前点検・安全利用点検



河川施設・設備等の動作点検・目視点検、構造物・水面利用区域の安全点検を実施

#### 水防訓練や水防演習等の実施

##### 県または市町の取組

関係機関は、水防団等と合同での巡視及び水防水防資機材等の点検を実施し、水防演習や水防訓練に積極的に参加している。

- 太田川原野谷川治水水防組合主催による水防演習に水防団員および地域住民等が参加し、水防工法や避難誘導訓練等を実施。  
実施日：令和元年6月9日(日)



出典：森町

# 7. 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等

## ■重点取組とする目的

- 長期に渡り浸水が継続する地域などにおいて、氾濫水を迅速かつ的確に排水するために排水計画を策定する。

## ■目標

- 関係機関との協議を行い、令和2年度までに排水計画を策定する。

### 排水計画案の作成

協議会の場等を活用して、水害リスク情報を共有するとともに、現況の施設・機材の情報について共有し、令和2年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて排水計画を作成する。

国の取組

### 菊川排水計画(排水作業カルテ)イメージ

A-菊-① 田尻排水樋門付近

排水ポンプ車・給油車の進入ルート

排水ポンプ車配置箇所詳細図

進入ルート

排水ポンプ車配置箇所詳細図

ポンプ車配置ルート①  
 甲田出張所→県道60号を南へ→新川橋を渡る→交差点(角に静岡銀行小笠支店)右折し、県道39号を南下→  
 明治小橋を横断後すぐに右折し堤防道路を進み目的地へ

ポンプ車配置ルート②  
 菊川川の防災ステーション予定地→堤防道路を進み北へ→右折し旭橋を渡る→右折し県道39号を南下→  
 明治小橋を横断後すぐに右折し堤防道路を進み目的地へ

給油ルート  
 GSが多い菊川インター南→県道37号を南下→道なりに進む→明治小橋を横断後すぐに右折し堤防道路を  
 進む目的地へ

留意事項

【排水ポンプ車・照明車・給油車の進入】  
 12時間以上不眠の排水作業をおこなう場合、排水ポンプ車へ給油車両が横付けするための車両通り抜けス  
 ペースを設置する必要がある。給油車両が横付けできる十分なスペースがない場合には、給油車が迂回し給油  
 を行う。また、橋門に照明設備があるため、照明車は不要である。

排水ポンプ車の設置箇所や、  
 そこに至るまでの進入ルート  
 を作成する。

を要すること、  
 易ポンプによる排  
 想定。

### 排水ポンプ車配置の検討

湛水エリア、排水ポンプ車の配置場所、経路、台数、作業時間などを検討



出典: 浜松河川国道事務所